

会員に告知

事務局連絡

2023.2.20 発行

有料道路や都市高速の障害者高速料金割引
の1人1台要件が緩和されます。

- ① 有料道路割引手続きをしていない人は、3月27日以降にお住いの区町村役場にて、申請手続きをしてください。持参物:身体障害者手帳・免許証を持っている人の場合は免許証。**現行利用者は有効期限内継続利用可。**
- ② 3月27日以降は、料金を支払う料金所において係員が障害者手帳の割引シールと障害者本人の同乗確認等を行うことで、知人など登録していない車でも割引が可となる。
- ③ 重度障害者がタクシー等を利用する場合は事前にタクシー事業者等に対応可能か必ず確認を行ってください。
- ④ ETC搭載車の指定申請は、3月27日以降は役所窓口のほかにオンライン申請が可となる。